

Discussion Paper Series A No.685

世代間資産移転と相続税

北 村 行 伸

2018年10月

Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan

世代間資産移転と相続税*

北村行伸

一橋大学経済研究所

2018年4月26日

要旨

本稿では日本の世代間資産移転の実態とそれに関わる相続・贈与行動を概観し、それが少子高齢化社会のなかでどのような意味を持つのかを検討した。まず、Piketty(2011)の手法を援用し、日本における年間世代間資産移転額を推定した。それによると年間 80 兆円程度と推計された。次いで、相続税の考え方についてであるが、相続税は大別して、遺産を残す人(被相続人)が納税すると考える遺産税方式と遺産を受け取る人(相続人)が納税義務を負うとする取得税方式に分かれるが、日本では両方の折衷様式である法定相続分方式がとられている。ここではそれぞれの方式の優劣を比較検討し、さらに最近の相続税改革の実態について検討を加えた。その中で、世界の相続税に対する考え方が、相続税を廃止する国から相続税を強化する国までかなり分散していることを明らかにする。それを反映して相続税の理論研究でも、最適相続税率はマイナスから、ゼロ、そして 50-60%の高率なものまでさまざまな提案がなされており、学界でも合意形成に至っていない。相続・贈与行動は極めて多様で、かつ長期にわたって観測されるべきものであり、政策立案に用いることのできる統計的エビデンスの蓄積が少なく、あったとしても非公開であることが、理論・実証研究に混乱をもたらしている。今後は、国税庁などの行政機関と協力して、相続行動の実態を解明し、現実に即した相続税制の構築を目指すべきであろう。

JEL classification: D12, H24, J14.

キーワード: 世代間資産移転、相続、贈与、相続税

* 本稿の元々の研究は一橋大学大学院経済学研究科における 2015-2017 年度講義「比較統計システム論」に基づいている。本稿の研究に対して、日本経済研究センター研究奨励金 2016 年度研究課題「世代間の資産移転行動と最適相続税」から支援を受けた。また、一橋大学経済研究所共同利用共同研究拠点プロジェクト(2016、2017 年度)からも支援を受けている。本稿で用いた政府公的統計に関しては、『全国消費実態調査』(1984-2014)は総務省統計局から 2017 年に使用許可を得ている。『人口動態調査』の年齢別死亡者の集計値に関しては国立社会保障人口問題研究所の『日本版死亡データベース』(Japanese Mortality Database)を利用している。これらのデータを利用させていただいたことに対して感謝する。本稿の元になった研究成果は慶応義塾大学、内閣府経済社会総合研究所、東京大学、京都大学経済研究所、一橋大学経済研究所、Copenhagen Business School のセミナーで発表し、多くの参加者、とりわけ堀雅博(内閣府)、Antoine Bozio (Paris School of Economics)、Marcus Asplund (Copenhagen Business School)からは、有益なコメントを頂いた。記して感謝したい。

Intergenerational Transfers and Inheritance Tax in Japan

Yukinobu Kitamura
Institute of Economic Research
Hitotsubashi University,

Abstract

This paper explores the amount of intergenerational transfers in Japan, including bequests and gifts, and provides some implications for inheritance and gift taxes. Piketty's (2011)'s methodology is employed to estimate annual intergenerational transfers. We found that annually, about 80 trillion yen are transferred, of which 48 trillion are inheritance transfers and 32 trillion yen are gift transfers. In addition, we investigate the inheritance and gift tax systems in Japan. In doing so, we estimate the elasticity of taxable bequest transfers with respect to the net-of-inheritance tax rate, which falls in the range of 0.077–0.114. Fairly low elasticity implies that the current top inheritance rate of 55% is justifiable. Nevertheless, that tax rate is based on macro (aggregate) time-series data. Hence, studying it requires the solid analysis using microdata from the National Tax Agency of Japan. Doing so forms the basis for future research.

Key words: Bequest, Intergenerational Transfers, Gift, and Inheritance Tax.

JEL Classifications: D12, H24, J14

1. はじめに

高齢化社会の下で、相続や贈与の問題に実際に遭遇し、また、そのような問題を頻繁に見聞きするようになってきた。相続や贈与は主として家族内で行われるものであり、相続人である配偶者や子供が少なければ相続でもめることもないだろうが、親子関係・兄弟姉妹関係が希薄化している場合には、親が死亡して初めて遺産相続の在り方を相続人である子供たちの間で話し合うものの、調整がつかないということも起こっている。あるいは子供のいない高齢者が亡くなった場合には、相続人を探すのに一苦労するということが起こっている。また、相続の際に、土地登記を改めなかったために、所有者不明となっている土地が、日本の私有地の 20%にも上ると言われている(吉原(2017))。これまで、我々が想定してこなかったような問題が相続に関連して起こっているのである。

本稿では世代間移転される資産に焦点を当てて、それがどれぐらいの規模で行われ、それは遺産相続なのか生前贈与なのか、そして税務当局は、それらの世代間移転をどの程度捕捉しているのか、また、どのように課税すればいいのかという観点から論じてみたい。世界的なベストセラーになったトマ・ピケティの『21 世紀の資本』の主題は資本収益率と経済成長率の比較を通して、相続を通して手にした資産を保有する者が、自分の勤労所得だけで身を立てようとする者に比べてはるかに有利な時期が長く続いてきたことを、歴史統計に雄弁に語らせるということにあった。

翻って、日本には相続の実態を示す統計は、税務統計を除いて存在しない。本稿では、世代間資産移転、遺産相続、生前贈与などの基本的な統計を、公的統計を用いて推計し、相続税をはじめとする経済政策上の諸問題を考えることとしたい。

人類の長い歴史の中では、職業や身分、居住地域などがほぼ固定化された期間が大半であり、そのような社会制度の下では、後継者(主として長男)が職業、身分、土地など大半のものを相続した。後継者になれなかった次男、三男などは資産をある程度分配してもらい分家するか、後継者のいない家に婿養子に入るか、あるいは本家の同居人として家業を手伝うかした。近世以前の社会で、相続がとりわけ重要であったのは、王族や貴族など身分制度の頂点に立つ人々であり、その相続や婚姻による勢力の維持などの実例は枚挙にいとまがない¹。

やがて近代に入り、産業革命とともに、資本主義経済が発展し始めると、労働移動が起こり、身分制や土地に縛られた農業社会から工業化社会に入っていった。そこで

¹ 近世以後、法治国家になると、これらは民法上の問題として扱われるようになった。アメリカ、フランス、ドイツなどの民法上の相続・贈与の扱いの違いについては Beckett(2004)を参照。日本については内田(2014)を参照。

は、新興の資本家階級（ブルジョワジー）や資本家的な下層地主階級（ジェントリー）が台頭してきた。作家のバルザックやジェーン・オースティンは、18 世紀末から 19 世紀初頭にかけて、新興中流階級がカネや資産に振り回される姿を見事に写実している。そこでは、相続財産を手に入れた者は、勤労所得しかない者に比べてはるかに高い生活水準が維持できたことが詳細に描かれている²。唯一の例外は 1945 年から 1970 年代にかけての戦後復興期であり、この時期には経済成長率が高く、勤労者所得が資本所得の伸びを上回っていた。その結果、英米圏を中心に、この間の資産分配や所得分配の格差は縮小していったが、1980 年代の金融規制緩和によって、再び、資本所得が労働所得を上回るようになり、所得格差、資産格差の拡大が始まった。

さて、最近の経済社会の動向に目を移すと、日本社会は高齢化の進行とともに、死亡者が出生者を超える状態に入っている。財政という観点からは、高齢化の進展は、医療費や年金支給など社会保障費が拡大し続けているという実態が最大の課題である。しかし同時に、高齢者が死亡することで、世代間の資産移転が大規模に行われるようになっていることも忘れてはならない。

資産移転と言っても、高齢者の残した資産全てが有効に利用されるわけではない。増田（2014）が問題提起したように、地方の自治体のかなりの数が消滅の危機にある。それらの自治体に属する住宅地、田畑、山林などは、今後、どのように利用していけばいいのだろうか。逆に、自治体が固定資産税の根拠として用いている地価公示は、市場取引がほとんどなく直近の実勢価格を反映していない。この乖離をどのように解消していけばいいのだろうか。

遺産相続は、中小企業の事業承継問題、農業・漁業・林業などの第 1 次産業の後継者問題に大きく関わっている。さらに、世代間の公平性（衡平性）の問題や社会保障（年金、医療、介護）、人類の文化遺産、環境への負の遺産なども、世代間資産移転との関連で議論すべき課題であると認識している。これらの問題は著者の将来の課題としておきたい。本稿では、世代間資産移転の実態を把握し、相続税制度の在り方を検討することに問題を限定して議論する。

2. 世代間資産移転の実態

2.1 家計資産関連統計とその問題点

世代間資産移転に関する包括的な統計は存在しないが、いくつかの統計からその実態を把握することは可能である。

国全体の資産総額を調査する目的で『国富調査』が行われてきた。1905 年に日本

² 経済学者による相続についての包括的な研究は Wedgewood (1929) に始まる。

銀行がはじめ、1970 年まで計 12 回の調査が行われている。戦後、経済企画庁が初めて調査した昭和 30 年(1955)調査は、現在の日本の国民経済計算(SNA)のストック勘定のベンチマーク値として利用されてきた。また直近で最後の調査となった昭和 45 年(1970)調査は、これまで行われた調査の中で最大規模のものである³。

我々が通常、家計(個人企業を含む)部門の資産ストック統計として使っているのは、国民経済計算における家計資産ストック統計である。家計資産ストックは、大きく分けて、(1)非金融所産である固定資産・在庫・土地等、(2)金融資産である現金・預金・有価証券・保険・年金等、(3)負債である。このうち(1)+(2)-(3)を正味資産と呼んでいる。

この内、金融資産と負債については『資金循環統計』(日本銀行)を用いて名目の資産評価額および負債額を集計することで対応できるが、住宅等の固定資産と土地については資産評価の方法によって、その額が大きく変動するので注意を要する。すなわち、土地に関しては地目を宅地、耕地、その他(林地含む)の3種に区分し、それぞれに対応する単価を乗じて計算される。私有地の宅地について見てみると、宅地の評価額は当該する住所の『地価公示』(国土交通省)および『都道府県地価調査』(国土交通省)、面積は『固定資産の価格等の概要調書』(総務省)を用いる。住宅地区及び村落地区評価額をベースとして、商業地区、工業地区、観光地区、併用住宅地区等の評価額について『固定資産の価格等の概要調書』における課税評価額の価格比を利用してそれぞれ算出したものを住宅地区及び村落地区評価額に加算して、合計としての宅地資産額を推計するという方法がとられている。ここでの推計上の問題は、地価公示価格と実勢価格の乖離が、かなり広範にみられるということである。この乖離のバイアスは公示価格が実勢価格より高いこともあれば低いこともあり、一概に過小評価になっているとも過大評価であるとも言えないが、全国統一の国富調査を行って、そのズレを調整する必要があるだろう⁴。

住宅等の固定資産については、従来は「昭和 45 年国富調査」をベンチマークとするベンチマーク・イヤー法(BY 法)により毎年の固定資産形成、減価償却等を加減して推計されていたが、2005 年基準改定以降、恒久棚卸法(PI 法)により推計されるようになった。恒久棚卸法では、異時点間の比較・累積計算を可能とするために過去の総固定資産形成額(フロー)をデフレーターで実質化し、取得時点から観測時点まで

³ 『昭和 45 年国富調査』では、各経済主体が所有する再生産可能な有形固定資産、棚卸資産、対外純資産を調査対象とし、再生産不可能な天然資源、土地、無形固定資産は対象としていない。国富調査が過去 50 年近く行われておらず、国富の帰属先や償却した資産の特定化など、行政記録情報とも連携して、何らかの再調査を行うべき時に来ているのではないだろうか。

⁴ 地方人口の減少等に伴い、地方における土地の実勢価格は大幅に下落している。その結果、多くの地方では公示価格が実勢価格を上回っている。公示価格を実勢価格に近付けることは、地方自治体にとっては固定資産税などの税収を低下させて財政を逼迫させることになる。また地方銀行の貸し出しに対する担保価値の下落を意味し、地方銀行のバランスシートを毀損させることにもなる。公示地価を実勢価格に近付けることには様々な障害もあることも認識しておくべきである。

の経年による減耗を反映させた上で、各観測時点の残存価額(ストック)を集計し、最後に各観察時点の評価額に戻すためにインフレーターにより名目化するという手順を取る。経年による減耗(減価償却)は、すべての財について定率法が採用され、毎期の期首ストック額に償却率を乗じて、期中の固定資本減耗額を推計する。財別減耗率は『民間企業投資・除却調査』(内閣府)等から、資本財別、制度部門別及び投資年別に計算した値が用いられる。また、実質調整額として、通常予期されない大規模災害の被害や制度部門別分類の変更等による制度部門間での資産移動及び土地改良の土地資産への計上替えによるマイナス額を計上することもある。

ただ、ここで用いる減価償却率は税法上の耐久年数(木造住宅 22 年、鉄筋コンクリート造 47 年等)に依拠して定められており、住宅の物理的な耐久年数よりはるかに早く償却される構造になっている⁵。高齢化の進展に伴い、持ち家の老朽化が進む中で、遺産相続時にリフォームをして次世代が移り住むという傾向が増大している。内閣府も拡大するリフォーム市場を国民経済計算に反映させる意向である。

2.2 国民経済計算による家計資産の実態

前節では家計資産の推計を巡る問題点をいくつか指摘しておいたが、本節では国民経済計算のストック統計を概観しておこう。

2015 年末の国民経済計算によれば、国民総資産は 10204.2 兆円(内、非金融資産 2957.7 兆円、金融資産 7246.5 兆円)。負債は 6907.3 兆円である。2016 年末の国民総資産は 10496.7 兆円(内、非金融資産 3001.5 兆円、金融資産 7495.1 兆円)。負債は 7146.0 兆円である。総資産で前年比 292.5 兆円(2.9%)増であり、とりわけ金融資産が 248.6 兆円(3.4%)増えたことが大きく寄与している。半面、負債も 238.7 兆円(3.5%)増えている。

部門別に総資産から負債を差し引いた正味資産を見ていくと、2015 年末は家計が 2553.9 兆円、非金融法人企業が 453.8 兆円、金融機関が 146.8 兆円、一般政府が 47.5 兆円となっており、日本における正味資産の保有者は圧倒的に家計部門であることがわかる。2016 年末は家計が 2573.9 兆円、非金融法人企業が 501.3 兆円、金融機関が 161.0 兆円、一般政府が 17.7 兆円となっている。前年比でみると一般政府の-29.8 兆円(-62.7%)が顕著である。

さらに、家計部門の資産・負債残高を見ていくと、2015 年末の家計の総資産残高は 2862.7 兆円(内、非金融資産 1047.5 兆円、金融資産 1815.2 兆円)。負債残高は 308.7 兆円で正味資産 2553.9 兆円である。2016 年末の総資産残高は 2889.1 兆円(内、非金融資産 1064.6 兆円、金融資産 1824.5 兆円)。負債残高は 315.2 兆円で、正

⁵ 国土交通省(2015)では国民経済計算の住宅資産額が、住宅投資累積額と比べて 500 兆円以上少なくなっていると報告し、統計上の齟齬が生じていることを指摘している。恒久棚卸法についても、一律に定率法を適用するのではなく、住宅などのリフォームを通して利用価値が維持できる財とパソコンやコピー機等の事務用機器のように性能が劣化し、価値が急速に減耗していく財とは、計算方法を変えた方が良いように思われる。

味資産 2573.9 兆円となっている。この間の正味資産の増加は 19.9 兆円(0.8%)の増加に止まっている。また、日本の家計の負債は 1990 年代より現在に至るまで 300 兆円台を上下しており、極めて安定的な水準にある。

図 1 で家計部門の資産・負債残高の推移を見ていくと、高度成長期から資産蓄積が始まり、1990 年のバブル経済のピーク時まで上昇を続け、その後多少の増減はあるが、およそ 2800 兆円の前線で推移してきていることが判る。その内訳を見ると、土地・住宅等の非金融資産が家計資産の主要項目であったのは 1990 年代半ばごろまでであり、バブル経済の崩壊とともに地価が大幅に下落し、土地資産の評価額もそれに応じて下落している。それに対して、金融資産はかなり安定的に増加してきている。2015 年末では、金融資産が実物資産の 1.8 倍に達している。

注意すべきは、家計資産残高は安定していても、個別の資産保有者はこの間代わっているということである。高齢化が進み、家計資産の取り崩しが起こったとしても、家計部門内で移転しており、他部門への移転はそれほど起こっていないことを意味している。もちろん遺産相続で次世代に移転された部分がかなり大きいことは想像に難くない。

図 2 は経済成長率(g)と金利(r)の関係、いわゆるピケティの $r > g$ の関係⁶を高度成長期以後見たものである。少なくとも 1950 年代後半から 1990 年前後までは $g > r$ の関係が支配的であり、その間に、勤労者世帯の所得が倍増し、所得不平等が大幅に改善され、一億総中流化というキャッチフレーズも使われた。この関係はバブル崩壊後、次第に変わってくるが、ピケティが主張したように、 $r > g$ の関係が支配的になってきている訳ではなく、経済成長率と金利はほぼ均衡しているように見受けられる。このことが、日本においてアメリカほどに資産格差や所得格差が拡大しないでいる理由かもしれない。

また、図 2 には家計貯蓄率の推移も載せてある。家計貯蓄率は経済成長率とほぼ並行して動いており、2013 年には家計貯蓄率が一時的にはあるが -1.0%にまで落ち込んだ。1960 年代から 1980 年代にかけて、日本の家計貯蓄率が 10%代半ば以上にあった時には、なぜ日本の家計貯蓄率が高いのかということが関心を呼んだ。多くの内外の研究者がこの問題に取り組み、いくつかのユニークな仮説も発表されたが、1950 年代より現在に至るまで、家計の消費・貯蓄モデルの主流はライフサイクル仮説、恒常所得仮説、遺産動機仮説の 3 つ、特にライフサイクル仮説と恒常所得仮説を 1 モデルと考えると、2 つのモデルを軸に論じられてきた⁷。

⁶ Piketty (2014, p.28) では、 r は資本の平均年間収益率で、利潤、配当、利子、賃料などの資本からの収入を、その資本の総価値で割ったものであり、 g はその経済成長率、すなわち所得や産出の年間増加率を表している。

⁷ この間の論争や議論については Ando and Modigliani (1963)、Deaton (1993)、Hayashi (1997)、Kessler and Masson (1989)、Kotlikoff (1988)、Kotlikoff and Summers (1981)、Modigliani (1986, 1988)等を参照されたい。

とりわけ本稿との関連で重要な論点は、家計資産の内、何割ぐらいがライフサイクル関連の貯蓄で、何割ぐらいが遺産相続関連の貯蓄かという、Kotlikoff(1988)と Modigliani(1988)の間の論争であった。Kotlikoff and Summers(1981)では遺産 80%、ライフサイクル 20%という数字を出し、Modigliani が 1960 年代までのアメリカで推定した遺産 20%、ライフサイクル 80%という数字に疑義をはさんだことが始まりである。Kitamura(1988)はマクロ集計値を使った計算をし、1985 年までの遺産と資産の比率として、実物資産が平均で 44.99%、金融資産が平均 36.58%であり、1985 年時点では実物資産の 63.84%が遺産関連であると推計していた。

先に見た図 1 を思い出していただきたいが、家計部門の資産残高は 1969 年度末で 176.85 兆円、非金融資産 112.6 兆円、金融資産 64.26 兆円、負債残高 24 兆円、正味資産 152.87 兆円であった。日本家計は高度成長期を通して、戦争で資産を失い、ほぼゼロの状態から資本蓄積を行ってきたことは疑いない。Modigliani と Kotlikoff の論争も、それに加わった Hayashi(1997)や Kitamura(1988)の研究も、基本的には 1960 年代から 1980 年代初めごろまでのデータを使っており、その後 30 年間に起こった変化を追ってきた訳ではない。また、それぞれが依拠した統計も、資産蓄積過程のどの局面を観察したのかによって、ライフサイクル関連とも遺産相続関連とも解釈可能であったことも事実であろう。

当時の論争からほぼ 30 年の月日を経て、現在観察可能な統計を用いて遺産相続の実態を再検討することは意義深いものがある。とりわけ Piketty (2014)以来、遺産相続と資産格差、所得格差の関係が注目されているなかで、遺産相続の実態をより長期の統計データを用いて分析してみたい。

2.3. 遺産相続の考え方

遺産相続は、家族内での世代間生活水準の維持や家族経営事業の承継などを目的に、古代から行われてきたものである。第二次世界大戦後のアメリカでは、主として戦後の復興プロセスやそこでの経済成長を統計的に概観して、それなりの理論づけをした研究が多く発表されてきた。Kuznets (1955)や Ando and Modigliani(1963)などはその好例である。Piketty(2014)は、19 世紀から現在にいたるまでの、長期経済統計を収集・分析することで、所得分配や資産分配の実態を詳細に明らかにし、戦後アメリカ、イギリス、フランスの経済研究を歴史統計の下で、相対的に位置づけるという作業をおこなってきた。

日本における遺産相続の実態も 1980 年代前半までの姿と、それ以後現在まで続く傾向にはトレンドの変化がある。高度成長期(1950-80 年代)から低(ゼロ)成長期(1990-2010 年代)を経験することで、経済環境の変化が貯蓄や資産蓄積行動に及ぼす影響を識別できるようになったと考えられる。すなわち、高度成長期の資産蓄積

と低成長期の資産蓄積を相対的に比較することで遺産動機を統計的に検証することが可能になってきたと言えるだろう。

これらの議論は以下の予算制約式を使うと簡便に表現できるだろう。

$$B_{i-1}^i + Y_{wi} + Y_{ri} = C_i + B_i^{i+1} \quad (1)$$

ここで左辺は生涯収入であり、 B_{i-1}^i は親(先祖 $i-1$)からの遺産相続、 Y_{wi} は勤労所得、 Y_{ri} は資本所得である⁸。右辺は生涯支出であり、 C_i は生涯消費、 B_i^{i+1} は子($i+1$)への遺産相続である。

高度成長期であれば、親からもらった遺産に加えて⁹、勤労期間に得た所得から貯蓄をして資産を増やし、子により多くの遺産を残すという行動をとっていたと考えられる($B_{i-1}^i < B_i^{i+1}$)。低成長期の定常状態に入ると、親からもらった遺産と同等の資産を子に残すことが、一種の均衡解($B_{i-1}^i = B_i^{i+1}$)となる。この場合、勤労所得と資産所得をほぼ全て消費に充てることになり、フロー所得と消費だけ見ている限り、ライフサイクル仮説が成り立つ状況になる。ここでの資産の考え方は、生涯に消費できなかったものは、すべて遺産相続として次世代に移転されると考える¹⁰。

3. 相続資産額の推計

3.1. 相続税に関する税務統計

相続に関して第一に参照すべき統計は相続税関連の税務統計である。これによれば、近年高齢化の影響で年間死亡者数が100万人を超えるようになり(2015年で129万人)、相続件数も増えている。

しかし、よく知られているように、死亡者のうち相続税課税対象になる件数の比率は2014年で4.4%、2015年の相続税改革でやっと8%となったが、それまで、バブル経済のピーク期に当たる1987年に7.9%の最高値を記録して以来低下し、2000年代に

⁸ 簡便化のため、ここでは年金や医療保険などの収入とそれに対する保険料はバランスされているものと考えてキャンセルアウトした。税についても捨象した。また、貯蓄も最終的に消費されるか遺産相続されるかのいずれかであると考えている。

⁹ 戦争によって資産を失った戦前世代の家計の多くは子供に十分な遺産を残せなかった。残したとしても、戦後のハイパーインフレーションによって資産価値は大きく減少していただろう。

¹⁰ 先に議論した Modigliani と Kotlikoff の論争では、何をライフサイクル貯蓄に含め、何を遺産動機貯蓄に含めるかという定義を巡って争われたが、本稿では生涯に消費できなかったものは、その意図のいかんにかかわらず、遺産相続として扱う。Kubota(2017)では日本の家計資産の世代間弾力性を推計している。親世代がその平均より10%多い資産を持っていると、子供世代は平均より2.66%多い資産を持っていることが示された。親子間の資産移転の強さは分布の両端で強く、貧困層は貧困層に、富裕層は富裕層にとどまる可能性が強いことが示唆されている。

入ってからも4%台で低迷していた。

相続税課税対象になった人の一人当たりの相続税額の最高額はバブル経済のピークが過ぎた1991年に7011.2万円で、実効税率22.2%を記録している。表1によれば、2015年で20%を超える実効税率に該当するのは5億円超の相続額受け取る者に限られている。納税者の85%が1億円以下の遺産額であり、10億円を超える遺産額を受け取った人は全体の0.8%程度に過ぎない。

では、相続資産額は年間でいくぐらいに達するのだろうか。それは家計資産残高の何パーセントぐらいを占めるのだろうか。死亡した人の内、相続税の対象とならない残り96%の相続資産額はどのぐらいあるのだろうか。国税庁では、死亡者が出ると、その遺族に対して、相続税を申告する必要があるかどうかの事前判定を遺族に求め、課税価格の合計額が遺族に係る基礎控除額を超える場合、納税を求める。この事前判定には1枚紙に納まる程度の情報提供を求め、国税当局の保有している資産情報と照合して判断している。しかし、この事前判定情報は公開されておらず、恐らく統計的に利用できるデータベースとしては管理されていないようである¹¹。

しかし、いかに個別には小口であっても、遺産を受け取っているとすれば、これを推計して、全体でどれぐらいの規模になるのかを推計する必要はあるだろう。

3.2. 相続資産額の集計値の推計

Piketty(2011)は(1)式で表した関係から、家計総資産は、その資産保有者が死亡した時点で遺産相続されると考えた。また、年間遺産相続額は被相続者の死亡時点の正味総資産(実物資産に金融資産から負債を引いた正味金融資産を加えたもの)、あるいは他の被相続者が存命中に年間に行った贈与の合計を指すと定義し、以下のように、いくつかの指標を提示している。

$$b_{yt} = B_t/Y_t = \mu_t m_t W_t/Y_t \quad (2)$$

ここで、 B_t =年間遺産相続額、 Y_t =国民所得、 W_t =家計総資産、 m_t =死亡確率、 μ =被相続人平均資産/相続人平均資産、 $b_{yt}=B_t/Y_t$ =年間遺産相続額/国民所得、 $\beta=W_t/Y_t$ =家計総資産/国民所得。

Piketty(2011)によれば、(2)式は純粹に会計式であって、何の仮定も行動も前提としていない。すなわち、家計総資産/国民所得比率 β が600%、死亡確率 m_t が2%、被相続人平均資産と相続人平均資産が等しいとすれば $\mu=100\%$ となる。年間遺産相続額と国民所得の比率は $b_{yt}=12\%(6 \times 0.02 \times 1=0.12)$ となる。被相続人が遺産

¹¹ Piketty(2014)によれば、フランスでは税務署が、納税額に限らず、全ての遺産相続について、その額や内容を記録しているとされる。その結果、フランスではマクロ経済からの遺産相続額推計と税務統計からのミクロで積み上げた遺産相続額がほぼ一致している。しかし、税務統計では捕捉されていない贈与は含まれていないはずであり、これがマクロ経済からの遺産相続額と一致していると考えるのは難しい。

を残さなければ $\mu=0\%$ で $b_{yt}=0\%$ となる。この場合 β の大きさは関係がない。

遺産相続を家計資産との比率は死亡確率 m と μ の積として表すことができる。

$$b_{wt} = B_t/W_t = \mu_t m_t \quad (3)$$

b_{wt} = 年間遺産相続・家計資産比率、 $e_t = W_t/B_t$ = 資産回転率(乗数)¹²。

さらに Piketty(2011)は、 e_t は 1 世代の間隔であると解釈し、夫婦(カップル)に第 1 子誕生した時の母親の年齢あるいは父親の年齢に相当するとした。Piketty(2011)の指標を計算するためには、年間遺産相続額を推計する必要があるが、他の指標は国民経済計算や人口統計、金融統計に存在している。我々は次のようにして年間遺産相続額を算出する。

$$B_t = \frac{W_t}{e_t} \quad (4)$$

年間遺産相続額の計算においては、遺産相続だけではなく、贈与も含まれていると考える。また、先に論じたように、家計資産 W_t には、将来の消費目的のライフサイクル貯蓄もそれなりの割合で含まれているはずであり、年間遺産相続額は、家計資産がすべて世代間資産移転に用いられるものと想定した、いわば上限値を表していることを理解されたい¹³。

3.3. 相続資産額のマイクロ統計からの積み上げ

Piketty(2014、図 11-8、p.419)は税務統計を用いて、マイクロデータから積み上げて、マクロ統計から導いた年間遺産相続額との比較を行い、両者に大きな違いがないことを示した。日本では、すでに論じたように、税務データでは、遺産相続の一部を捕捉しているだけであり、しかも、その部分に関しても研究者の利用を認めていない。ここでは、次善の策として、家計の資産保有に関するマイクロデータから年齢別の正味総資産保有額(平均値、中位値)を推計し、それに年齢毎の死亡者数を掛け合わせ、それを年間で集計するという作業を行い、年間遺産相続額をマイクロデータからの積み

¹² Piketty(2011)によれば、年間遺産相続額/国民所得 $b_{yt}=B_t/Y_t$ は 20.3%(1820)、22.7%(1910-13)、14.5%(2008)であり、年間遺産相続資産比率 $b_{wt}=B_t/W_t=1/e_t$ は 3.7%(1820)、3.5%(1910-13)、2.6%(2008)である。資産回転率 e_t は 27 年(1820)、28.9 年(1910-13)、38.7 年(2008)となっている。この間、フランスでは遺産相続の占める割合が 20 世紀半ばにかけて低下し、その後上昇しつつあるというのが Piketty の推論である。

¹³ 図1から明らかのように、家計の資産残高は 1990 年から 2015 年までかなり安定して推移している。ライフサイクル貯蓄が資産の大きな部分を占めるという Modigliani(1986,1988)の主張が 1990 年以後も当てはまると考えるのには無理があり、その間に世代間資産移転が継続的に発生していたと考えるのが自然であろう。

上げで近似することにする。

具体的に用いたのは『全国消費実態調査』(総務省)1984-2014年(7回分 30年間)、『日本版死亡データベース』(国立社会保障・人口問題研究所)、『国民経済計算』(内閣府)(毎年)である。

図3は年齢別死亡者数の分布を全国消費実態調査の調査年に合わせて7年分掲載している。死亡者のピークが年代を経るに従って、高齢化してきており、また、その絶対数も増えてきていることが見て取れる。

図4は『全国消費実態調査』から用いた正味総資産の7回分を掲載したものである。『全国消費実態調査』は5年ごとに行われる消費に関する大調査(調査サンプル約6万世帯)であり、資産保有に関する詳細な調査が行われている。いくつかの点について説明が必要である。(1)データは調査された年(1984、1989、1994、1999、2004、2009、2014)に至るまでの5年間が同じ年齢には同じ正味純資産を保有していたという仮定の下に計算している¹⁴。(2)1984年調査の資産データには土地資産の評価額が入っていないために、他の調査年と比べて資産水準が低い。ここでは、1984年調査は後の計算からは除外した。(3)『全国消費実態調査』では、20歳以下と80歳以上のサンプルは極めて少なく、統計量も安定していないので、20歳以下については、無資産とし、80歳以上サンプルについては80-100歳までの平均値を当てはめた。(4)正味総資産については平均値と中位値を求め、両方の数値を計算したが、死亡者が中位値周辺に分布しているということではなく、平均値で求めた数字の方が、バブル期の資産額の上昇などを反映しているので、こちらを用いた。(5)『全国消費実態調査』の家計は2人以上世帯と単身世帯も含む全世帯のデータがあるが、ここでは、全世帯の正味総資産を用いた。

図5は、図3と図4のデータを掛け合わせて年齢階層別に集計した相続資産推計値(平均値を用いた)である。

ここで導いた年齢階層別遺産相続推定額を年度毎に集計し、年次の遺産相続額を描いたものが図6である。ここではPiketty(2011)の方法である(4)式に基づいて計算した年間遺産相続額(あるいは世代間総資産移転、bequest1として表示)、全世帯の平均値の基づく正味純資産(mean_all_inheritance)と中位値に基づく正味純資産(medium_all_inheritance)、そして税務統計で把握されている課税対象相続額(taxableinherit)である。それぞれのレベルは違うが、増加の方向や転換点などは共通した特徴が見られる。まず、1980年代後半から相続による資産移転が急拡大し、

¹⁴ 『全国消費実態調査』をバックワード・ルッキングに使うか、フォーワード・ルッキングに使うかは実証的な事実によって決定されるべきである。ここでは1980年代後半に発生したバブル経済の動きをどのように捉えるかで判断した。すなわち、バブル経済の影響が出て、資産価格が大きく上昇したのは1994年調査からであり、1989年調査ではバブルの影響はまだ大きく出ていなかった。そこで、1989年調査の結果を1993年までフォーワード・ルッキングに用いると、ほとんどバブル経済の効果が5年ずれて出てしまうことになった。逆に、1994年調査をバックワードに1990年まで用いると丁度、バブル経済の発生による資産価格の上昇の影響が拾えた。ここでは、『全国消費実態調査』をバックワード・ルッキングに使うことにした。

1990年代初めのバブル崩壊で減少を続けた後、2000代半ば以後ふたたび増加に転じ、2010年以後、さらに増加し始めているというというのが全体的な傾向である。

表2は図6の年次での変化を均して、5年平均をとったものである。これによると、全期間については、世代間移転は平均80兆円、遺産相続が48兆円、その差を生前贈与と考えると31兆円、課税対象相続が12兆円となっている。世代間移転は近年になるにつれて増えてきており、遺産相続も56兆円程度にまで増えてきている。生前贈与は、上限として定義した世代間移転からマイクロデータで積み上げた遺産相続額との差額として定義しているが、そこには、ライフサイクル貯蓄や各種の推計誤差などが含まれており、この数字をもって断定的なことは言えないが、それでも贈与が30兆円近くあるということは重要である。税務統計によれば、課税対象贈与額は、およそ1兆円弱であり、贈与の把握がほとんどなされていないことを示唆している。

3.4. アンケート調査などに基づく推計

遺産相続の実態を把握する目的で、各種のアンケート調査や統計調査も行われている。例えば、家計経済研究所『消費生活に関するパネル調査』(第11回調査(2004年)以後)、内閣府経済社会総合研究所(内容については堀他(2010)参照)、フィデリティ退職・投資教育研究所レポート(2012)、第一生命『中高年者の遺産相続に関する調査』(2007)等などがある。

例えば、2012年に5500人の相続人に対してアンケートを行ったフィデリティ退職・投資教育研究所レポートによると、相続額の平均は3172万円、中央値が862万円である。そのうち、親子間の相続額の中央値は1002万円、配偶者間の相続額の中央値は1999万円であり、これに配偶者相続人数53.2万人、親子間相続人数278万人をそれぞれ掛けて足し合わせて年間相続総額は38.5兆円程度であると推計している。

これらのアンケート調査や統計調査は、それぞれの調査目的に応じて調査されたものであり、それなりに有用な情報を含んでいるが、税務統計や国民経済計算のように継続的に調査しているものでも、全数調査しているものではなく、サンプルセレクションにもバイアスがある可能性があるため、注意してデータを扱う必要がある。

4. 相続税改革

4.1. 相続税の考え方

相続税には国際的に統一した課税方式や課税理論がある訳ではない。それぞれの国の相続の複雑さや民法などの歴史的経緯を反映している。大別すると遺産を残した人(被相続人)が納税義務を負うと考える遺産税方式と遺産を受取る人(相続人)が納税義務を負うと考える取得税方式に分かれている。

遺産税方式では遺産額に応じて課税され、残りを遺産分割するというもので、アメ

リカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなど英米法諸国で採用されている。被相続人の資産額のみによって税額が決定されるという意味で税収中立的であり、かつ税務行政上の負担は軽い。取得税方式は先に遺産を分割し、その後、相続人の取得分に応じて課税される。ドイツ、フランスなどで採用されている。遺産分割によって納税額を減らすことができる税収の下方バイアスがある。

我が国の方法は法定相続分方式と呼ばれている。この方式では、法定相続人に対して法定相続に応じて仮分割し、それに累進税率を乗じて税額を決め、その後、遺産分割をして、分配額に応じて、先に決まった税額が割り振られるという仕組みである。法定相続分方式は、相続人を納税義務者としながらも、取得税方式には徹しておらず、実際の納税額と取得相続額が対応していないということで相続人間の水平的公平性が保たれていないという指摘がある。逆に、この方式の利点は税額を遺産額と法定相続人という恣意性の少ない要因で比較的短期間に決められるという税務行政上の簡便さにある。

税制改革を巡る議論の中で、2008年1月には政府税調は現行の法定相続分方式から取得税方式に改めることを検討するとしたが、同年12月には自民党税調が現行制度からの改革に消極的であることを表明した。2008年12月には当時の民主党が党税制改革案で遺産課税方式への転換を主張していた。経済学界・財政学界ではThe Mirrlees Review(2010)などを中心に「機会の平等」という観点から取得税方式への支持が多い。

ただ、個人の財産権を尊重する英米法では遺産を自らの意思(遺言)によって決めている被相続人が納税するという遺産税方式の考え方が歴史的には自然であるとされてきた。相続に遺族の扶養や社会扶助の役割を重視したフランスやドイツでは取得税方式が導入されている。日本は戦前の旧民法下では、長男の一括相続という制度であり、相続人間での不平等は著しかった。戦後の民法では、これを改革し、相続人間での扱いは極めて平等なものとなった。むしろ遺言書を残して被相続人が指定した遺産分配に対する異議申し立て(遺留分減殺請求)ができるようになっている。

自民党は、一度は政府税調で取得税方式への移行を表明しながら、最近では法定相続分方式を強化するような税制改革を行っている。

4.2. 日本の相続税改革の内容

1988年以後の日本の相続税改革の推移は表3にまとめてある。全般的には、所得税改革の流れに呼応して、税率ブラケットの削減、最高税率の切り下げが行われると同時に、地価などの資産価格の高騰に応じて、基礎控除や配偶者控除の拡大や未成年者、障害者などへの控除が拡大されてきた。

2015年1月より施行された相続税制では次のような点が変更されている。基礎控

除がそれまでの「5000 万円＋法定相続人数×1000 万円」であったものが、「3000 万円＋法定相続人数×600 万円」に引き下げられ、最高税率は 50%から 55%に引き上げられた。その結果、国税庁によれば、2015 年中に亡くなった人(約 129 万人)のうち、相続税の課税対象となる遺産を残した人(10 万 3 千人)の割合は、前年の 4.4%から 8.0%に急増することとなった。

地域別に見ると、東京(15.7%)、神奈川(12.4%)、千葉(8.3%)と首都圏での増加が大きいことがわかる。相続税制で把握された遺産総額は 14 兆 5554 億円(26.8%増)で、相続税額は約 1 兆 8116 億円(30.3%増)なので、実効平均税率は 12.45%となる(図7. 図8参照)。

ただし、2015 年の相続税改革は一般的には基礎控除が引き下げられ、最高税率が引き上げられるなど、増税の方向に舵を切ったとされるが、未成年者の税額控除を 1 年につき 6 万円から 10 万円に引き上げ、小規模宅地特例により、土地評価の減額割合 80%適用の限度面積が 240 平米から 330 平米に拡大された。また、事業承継税制として、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税執行猶予及び免除の特例の適用要件の緩和や手続きの簡素化も認められるようになった。

Piketty(2011)の議論にあったように、相続総額は生前贈与も含めて考えるべきであるが、この贈与額を正確に把握することは難しい。まとまった資金の移転であれば、税務当局も把握できるかもしれないが、少額の消費と同等の移転を贈与税の対象とすることはほぼ不可能であろう。多少大きな支出、例えば教育費についても、日本の場合、大学院まで親が出すことが普通であり、その他関連の塾や海外での語学研修などについても同様に親が出している場合が多い。これらは通常、贈与とは見なされず、親の消費と見なされている。

現行の贈与税は、(1)相続時精算課税制度と(2)暦年課税制度に分かれている。

(1)2500 万円までの贈与は特別控除額として贈与財産額から控除し、被相続人が亡くなった時に、特別控除額を超えた贈与額を加算して相続税額を計算する。

(2)贈与額から毎年 110 万円まで基礎控除を受けることができ、それを超える場合には、申告して超過累進税率に従って納税する。被相続人が亡くなった場合、この制度を適用した贈与は相続財産として加算する必要はない。

税務統計によれば(2)の制度を利用するケースが(1)の 6 倍程度ある。いずれにしても贈与税として把握されている贈与額は贈与全体からするとかなり少ない。2015 年の改革では(1)の制度を用いて 20 歳以上の孫への 2500 万円までの教育費贈与が認められた。

4.3. 最適相続税の設計

すでに述べたように、各国の相続税制度はかなりばらついており、所得税や消費

税のように、国際的にほぼ統一した制度的な枠組みがあるわけではない。しかし、グローバル化が急速に進行する現在、相続税回避のための移住も行われている。相続税・贈与税に関する国際的な共通認識、制度設計が求められているところである。

因みに、1970年代にカナダ、オーストラリア、1990年代にニュージーランド、2000年代にスウェーデン、ポルトガル、オーストリア、マレーシア、インド、香港、シンガポールが相続税を廃止した。アメリカのトランプ大統領も税制改革案の中で相続税の廃止を主張している。一方、イギリス、フィンランド、フランス、アイスランド、日本では税率を引き上げ、控除を引き下げたりして課税強化を行っている。

その中で、Piketty and Saez (2013a)は最適所得税の枠組みと Farhi and Werning (2010)を拡張して、最適相続税の理論を提案している。彼らは、簡便な仮定の下で、最適税率は正であり、もし相続の税率弾力性が低く(0.2)、相続の分布が集中しており(下位 50%は遺産ゼロ)、かつ社会が相続を受けられないような貧者への再分配を望むのであれば、最高税率は 50-60%であってもおかしくないという結果を得ている。

この結論は、Chamley (1986)や Judd(1985)の「資本(相続)課税は長期的には税率 0 であるべきだ」という結果と対照的である。モデルの中で税率 0 でないためには、(1)所得に経済主体個別のショックが起こる¹⁵、(2)想定外相続、(3)被相続人が税引き後遺産額にこだわる、(4)長期的な厚生最大化、(5)固定的な税率、(6)政府のコミットメント不足、などの条件が加えられている。

実際に、ある国は相続税を廃止しており、他の国は相続税を強化しており、理論的あるいは実証的に議論されているというより、きわめて政治的判断に基づいて相続税制は決められている。

さはさりながら、近年では、政策をエビデンスに基づいて立案しようという機運が高まってきており、統計データの充実が望まれている。国税庁の保有している相続関連の税務データが利用可能になれば、遺産相続という行動に対して、現状よりも深い理解に達することは可能であろう。デンマーク(例えば、Jakobsen et.al.(2018))、スウェーデン(例えば、Seim(2017))で行われているような相続・資産に関する実証研究が、我が国のデータで出来れば、最適な相続税の設計にもより近づけることになるだろう¹⁶。

Piketty and Saez (2013a)でも、その他の最適課税理論でも税率の弾力性が中心的な概念となっている¹⁷。

課税相続額の税引き後率弾力性は次のように定義できる。

¹⁵例えば、Conesa, Kitao and Krueger (2009), Krueger and Ludwig (2018)を参照。

¹⁶ 実際に北欧の公的統計の情報開示は極めて進んでおり、北欧諸国の経済学者のみならず、英米の研究者も数多く参加して、税制、教育、医療、年金、労働、その他の社会福祉などの個人情報をも総合的に使った研究が進んでいる。

¹⁷北村・宮崎(2013、第5章)では、所得税改革の文脈で、課税所得の税引き後率弾力性の推計を行っている。

$$e = \frac{1-\tau}{z} \frac{\partial z}{\partial(1-\tau)} \quad (5)$$

ここで z =課税対象相続額、 τ =限界相続税率、 e =課税相続税引き後率弾力性である。

この弾力性を統計的に推計するには、通常次のような定式化を用いる。

$$\ln z_{it} = e \ln(1 - \tau_{it}) + \beta X_{it} + \varepsilon_{it} \quad (6)$$

ここで、 X_{it} は属性コントロール変数、 ε_{it} は誤差項である。

(6)式を推計して、意味のあるパラメータ e が推計できれば、相続税率を上げるべきか下げるべきかといった議論に使うことができる。すなわち、 e がゼロに近ければ課税相続額の弾力性は低いので、税率を上げても租税回避するような動きは見られないだろうから増税を行うべきだという議論になる。 e がプラスで有意に大きければ、課税相続額の弾力性は高いので、税率を上げれば租税回避行動を通して、税収は落ち込むことが見込まれるので、減税するか、極端な場合、課税をしない(税率ゼロ)方がいいという議論になる¹⁸。もちろんこのような議論ができるためには、かなり大規模な相続税に係るマイクロデータが利用可能になり、それに関連した家計・個人属性の情報も必要になる。

現行では税務マイクロデータが利用できないので、マクロ時系列データを用いて(6)式を推計してみた。具体的には、国税庁が公開しているデータからは図 7、図 8 にあるように、時系列の課税相続額と納税額わかり、表 1 からは課税対象相続額の上位 8%(納税者)の分布がわかる。表 3 は相続税改正の変更点を歴史的に報告したもので、各年の最高相続税率を(6)式の推計では限界相続税率(net top inheritax)として用いた。集計した世代間総資産移転額(bequest1:母親の第 1 子誕生時年齢から計算)を被説明変数とし、限界相続税率は(6)式のように税引き後率に加工した。この税率が同年の総資産移転に影響を与えるのか、一期前の前年値(net top inheritax lag1)が影響を与えるのか、あるいは実際に相続税が適用されるのは翌年であるとすれば翌年値(net top inheritax lead1)なのかを検証する意味で、3種類の税引き後率を説明変数に用いた。その他のコントロール変数としては総所得(total income)、死

¹⁸実際、Piketty and Saez (2013a)では、 e に {0, 0.2, 0.5, 1.0} の 4 つの数値を与えて解析している。実証的に合理的なパラメータ値 e を推計することは、実証研究者にとっての課題である。実証上の問題点として、一生に 1 回の遺産相続に対して税引き後率弾力性を推計することは可能かという疑問がある。所得税や資本所得税、消費税などであれば、パネルデータあるいは反復クロスセクションデータを用いて、毎年繰り返し直面する税率にたいして、経済行動(労働供給や貯蓄・消費行動)を変化させることで税率に対する反応を弾力性として計測できる。因みに、Seim(2017)も Jakobsenet.al(2018)も実証では死亡時の相続税ではなく、毎年課される資産税への税率の弾力性を検証している。税率変更への反応を死亡時の相続で検証することは行っていない。相続を、生涯末期の 1 回限りの資産移転と考えれば、税率の変化に応じて、相続額を調整することはかなり難しいと考えられる。それを無理して推計すれば、弾力性はかなり低くなることは当然予想できる。

亡者総数 (total death)、年平均公定歩合 (Ave Official Lending Rate) などを用いた。

結果は表 4 の通りである。税引き後率弾性値は(0.077–0.114)のレンジにあり、Seim(2017)のスウェーデンの値(0.09–0.27)と大きな違いはなく、弾性値は極めて低いことが分かった。さらにこのパラメータの t 値は有意ではなく、係数はゼロであると解釈したほうがよさそうである。

限界相続税率の選択に当たって、どの変数が望ましいかは、ほとんど差はないが、全体のフィットや係数の有意性を勘案すると、表 4 の(3)式が選ばれる。すなわち、一期先(翌年値)の限界相続税率を用いた推計が税引き後率のパラメータも 0.114 と最も大きく、かつ有意性も他の 2 式と比べれば高い。ここで将来の限界税率に対して、世代間資産移転が最も敏感に反応しているということは納税制度を考えても納得できる。しかし、政策立案のためには、税率変更がある年の前後で世代間資産移転に変動があるかどうかを、個票データを用いて解析すべきである。とりわけ生前贈与は毎年調整可能な移転であり、これがどのように反応しているかを調べることは、相続税、贈与税の最適設計の上で、極めて重要な情報になる。

年次時系列のデータでできる相続税率の弾力性の推計は、本稿ではここまでが限界であるが、全体として、税引き後弾性値はゼロかあるいはプラスであっても 0.1 程度と低いということができるとはのではないだろうか。

繰り返しになるが、最適相続税の設計において、重要なパラメータである税率(あるいは税引き後率)弾力性 e が、どのような値をとるかは、実証研究によって決定されるべきであり、恣意的に $e=0$ であるとか、 $e=1$ であるとかをエビデンスも示さず決めつけて政策立案することは望ましくない。個別納税者の相続・贈与関連のデータを研究者に開示し、地道な実証研究を積み重ねていくことが望ましい。

5. おわりに

本稿では世代間資産移転の規模の推定と、相続税制をどのようにデザインしていけばいいのかを論じた。

家計資産蓄積は高度成長期の高貯蓄によってもたらされ、それに伴う資産価格の上昇によって急激に上昇した。1991 年のバブル経済の崩壊とともに、経済成長率が低下し、家計の資産蓄積のペースも急速に低下した。同時に、1990 年代より人口構成の高齢化が始まり、家計内での大規模な資産移転が始まった。

本稿では、このような歴史的な流れを主としてマクロ統計を使って、把握しながら、今後の世代間資産移転のあり方を考えた。我が国の人口コーホートの中で最大の規模を誇る団塊世代が 70 歳代に入り、遺産相続を考えなければならない時期に入って

きた。今後、遺産相続が大規模に起こる前に、政策的に解決しておくべき問題点は山積している。具体的には、(1)生前贈与として動いている資産はどれぐらいあり、それを税制によって促進すべきか否か、(2)遺産相続した資産の有効利用が可能かどうか、そして(3)親の代までつづいた事業を承継するかどうか、(4)家計内で資産を配分するだけでなく寄付として適切な資産の再分配を行うことを奨励すべきどうか、さらに(5)教育という世代間移転の最も効果的な方法に対して、政府や家計はどうかかわるべきか、などの問題は緊急に解決すべきであるし、少なくとも世代間資産移転という観点から議論すべきであろう。

参考文献

- Ando, A. and Modigliani, F.(1963) "The Life-Cycle Hypothesis of Saving: Aggregate Implications and Tests", *American Economic Review*, 63,
- Atkinson, A.B., Backus, P.G. and Micklewright, J.(2009) "Charitable Bequests and Wealth at Death in Great Britain", University of Southampton, Southampton Statistical Sciences Research Institute, Working Paper A09/03
- Barro, Robert (1976) "Are Government Bonds net Wealth?" *Journal of Political Economy*, 82(6), 1095-1117.
- Beckert, Jens (2004) *Inherited Wealth*, Princeton University Press.
- Bertocchi, G.(2011) "The Vanishing Bequest Tax: The Comparative Evolution of Bequest Taxation in Historical Perspective", *Economics & Politics*, 23(1), 107-131.
- Chamley, Christophe. (1986) "Optimal Taxation of Capital Income in General Equilibrium with Infinite Lives", *Econometrica*, 54(3), 607-622.
- Chamley, Christophe. (2001) "Capital Income Taxation, Wealth Distribution and Borrowing Constraints", *Journal of Public Economics*, 79,55-69.
- Conesa, Juan Carlos, Kitao, Sagiri, and Krueger, Dirk.(2009) "Taxing Capital? Not a bad Idea After All!", *American Economic Review*, 99(1), 25-48.
- Cremer, Helmuth, Pestieau, Pierre, Rochet, Jean-Charles. (2003) "Capital Income Taxation When Inherited Wealth is not Observable", *Journal of Public Economics*, 87, 2475-2490.
- Cunliffe, John and Erreygers, Guido (eds) (2013) *Inherited Wealth, Justice and Equity*,Routledge.
- Deaton, Angus.(1993) *Understanding Consumption*, Oxford University Press.
- Doepke, Matthias and Zilibotti, Fabrizio. (2012) "Parenting with Style: Altruism and Paternalism in Intergenerational Preference Transmission", mimeo.
- Duff, D.G.(2005) "The Abolition of Wealth Transfer Taxes: Lessons from Canada, Austrakia and New Zealand", *Pittsburgh Tax Review*, 71,71–120.
- Ewald, Christian-Oliver, Nolan, Charles and Zhang, Aihua.(2015) "Debt, Deficits, and Finite Horizons: The Continuous Time Stochastic Case", mimeo.
- Farhi, Emmanuel and Werning, Iván (2010) "Progressive Estate Taxation", *Quarterly Journal of Economics*, May 2010, pp.635-673.
- Farhi, Emmanuel and Werning, Iván (2013) "Estate Taxation with Altruism Heterogeneity", *American Economic Review, Papers and Proceedings*, 103(3), 489-495.

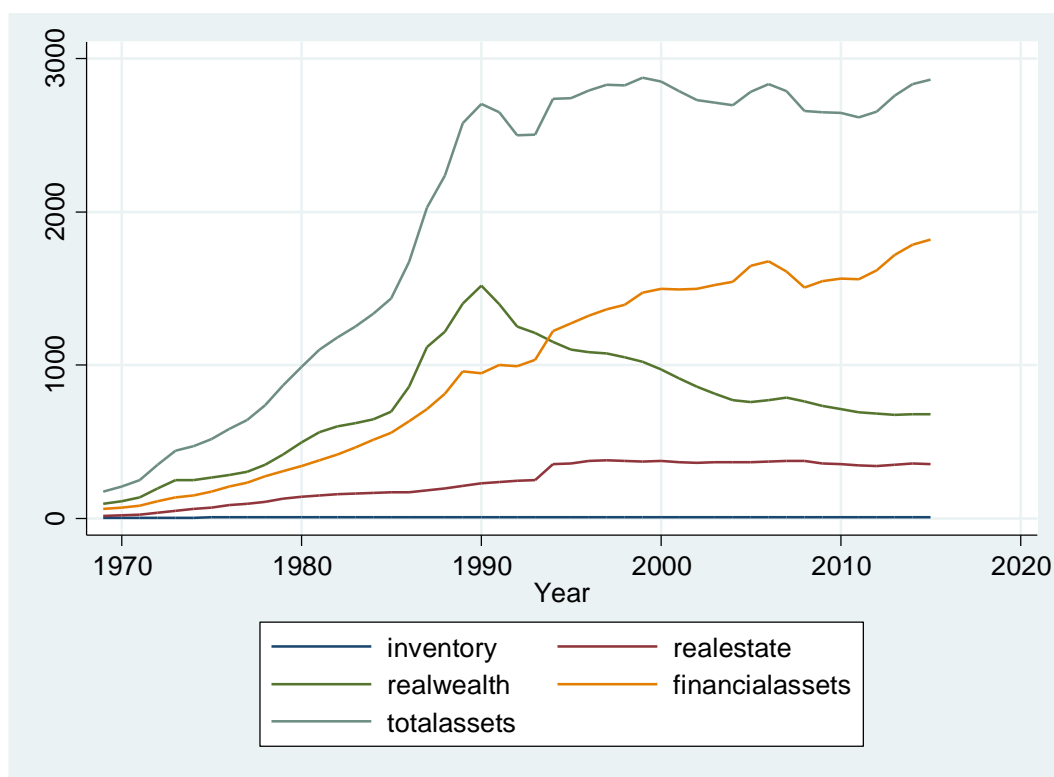
- Farhi, Emmanuel and Werning, Iván (2014) “Bequest Taxation and $r-g$ ”, Harvard and MIT, mimeo.
- Hayashi, Fumio.(1997) *Understanding Savings: Evidence from the United States and Japan*, The MIT Press.
- Hines, James, R, Jr. (2013) “Income and Substitution Effects of Estate Taxation”, *American Economic Review*, 103(3), 484-488.
- Jakobsen, Katrine., Jakobsen, Kristian., Kleven, Henrik, and Zucman, Gabriel.(2018) “Wealth Taxation and Wealth Accumulation: Theory and Evidence from Denmark”, CEPR Discussion Paper Series, DP12780.
- Jappelli, T. et al. (2011) “Transfer Taxes and Inequality”, GINI Discussion Paper, No. 21.
- Joulfaian, David (2005) “Choosing Between Gifts and Bequests: How Taxes Affect the Timing of Wealth Transfers”, NBER Working Papers, No.11025.
- Judd, Kenneth L. (1985) “Redistributive Taxation in A Simple Perfect Foresight Model”, *Journal of Public Economics*, 28, 59-83.
- Judd, Kenneth L. (1999) “Optimal Taxation and Spending in General Competitive Growth Models”, *Journal of Public Economics*, 71, 1-26.
- Kessler, Denis and Masson, André. (1989) “Bequest and Wealth Accumulation: Are Some Pieces of the Puzzle Missing?”, *Journal of Economic Perspectives*, 3(3), 141-152.
- Kitamura, Yukinobu (1988) “Household Saving and Bequest Behavior: An Intertemporal-Strategic Approach with Special Reference to Japan”, D.Phil Thesis, the University of Oxford.
- Kocherlakota, Narayana R. (2010) *The New Dynamic Public Finance*, Princeton University Press.
- Kopczuk, Wojciech. (2013) “Incentive Effects of Inheritances and optimal Estate Taxation”, *American Economic Review*, 103(3), 472-477.
- Kopczuk, Wojciech (2013) “Taxation of Intergenerational Transfers and Wealth”, *Handbook of Public Economics*, Vol. 5, Chapter 6, 329-390.
- Kotlikoff, L. (1988) “Intergenerational Transfers and Savings”, *Journal of Economic Perspectives*, 2(2), 41-58.
- Kotlikoff, L. and Summers, L. (1981) “The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation”, *Journal of Political Economy*, 89, 706-732.
- Krueger, Dirk. And Ludwig, Alexander.(2018) “Optimal Taxes on Capital in the OLG Model with Uninsurable Idiosyncratic Income Risk”, CEPR Discussion Paper Series, DP12717.

- Kubota, Kohei(2017) “Intergenerational Wealth Elasticity in Japan”, *The Japanese Economic Review*, 68(4), 470-496.
- Kuznets, Simon (1955) “Economic Growth and Income Inequality”, *American Economic Review*, 45(1), 1-28.
- List, John A.(2011) “The Market for Charitable Giving”, *Journal of Economic Perspectives*, 25(2), 157-180.
- McGarry, Kathleen. (2013) “The Estate Tax and Inter Vivos Transfers over Time”, *American Economic Review*, 103(3), 478 -483.
- Mirrlees, James and Institute for Fiscal Studies (2010) *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- Modigliani, F.(1986) “Life-Cycle, Individual Thrift and the Wealth of Nations”, *American Economic Review*, 76(3), 297-313.
- Modigliani, F.(1988) “The Role of Intergenerational Transfers and Lifecycle Savings in the Accumulation of Wealth”, *Journal of Economics Perspectives*, 2(2), 15-40.
- Piketty, Thomas.(2011) “On the Long-Run Evolution of Inheritance: France 1820-2050”, *Quarterly Journal of Economics*, 126(3), 1071-1131.
- Piketty, Thomas and Emmanuel, Saez (2012) “A Theory of Optimal Capital Taxation”, NBER Working Paper Series, no.17989.
- Piketty, Thomas and Emmanuel, Saez (2013a) “A Theory of Optimal Inheritance Taxation”, *Econometrica*, 81(5), 1851-1886.
- Piketty, Thomas and Emmanuel, Saez (2013b) “Optimal Labour Income Taxation”, in *Handbook of Public Economics*, vol.5, pp.391-474.
- Piketty, Thomas. (2014) *Capital in the Twenty-First Century*, Harvard University Press. (邦訳 『21世紀の資本』、山形浩生、守岡桜、森本正史(訳)、みすず書房、2014 年刊)
- Seim, David.(2017) “Behavioral Responses to Wealth Taxes: Evidence from Sweden”, *American Economic Journal: Economic Policy*, 9(4), 395-421.
- Wedgewood, Josiah.(1929) *The Economics of Inheritance*, George Routledge & Sons.
- Werning, Iván (2011) “Nonlinear Capital Taxation”, MIT, mimeo.
- 内田貴(2014)『民法 IV 親族・相続』(補訂版)、東京大学出版会
- 北村行伸・宮崎毅(2013)『税制改革のミクロ実証分析』、岩波書店
- 国土交通省土地・建設産業局・住宅局(2015)『中古住宅市場活性化・空き家活用促進・住み替え円滑化に向けた取り組みについて』(「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル 平成 25 年度報告書 附属資料」)
- 立岡健二郎(2013)「相続税の課税方式に関する理論的考察」、『JRI レビュー』、4(5)、88-110.

- 第一生命(2007)「中高年者の遺産相続に関する調査」、『第一生命 NEWS 宅配便』、
2007年1月
- 増田寛也(編著)(2014)『地方消滅』、中公新書
- フィデリティ退職・投資教育研究所(2012)「日本の相続と投資の実態」、『フィデリティ
退職・投資教育研究所レポート』、フィデリティ投信株式会社、2012年3月
- 堀雅博、濱秋純哉、前田佐恵子、村田啓子(2010)「遺産相続、学歴及び退職金の決
定要因に関する実証分析-『家族関係、就労、退職金及び教育・資産の世代間
移転に関するアンケート調査』の個票を用いて-」、ESRI Discussion Paper
Series, No.254.
- 宮脇義男(2008)「相続税の課税方式に関する一考察」『税務大学校論叢』、57号、
437-526
- 吉原祥子(2017)『人口減少時代の土地問題』、中公新書

図1. 家計資産残高の推移

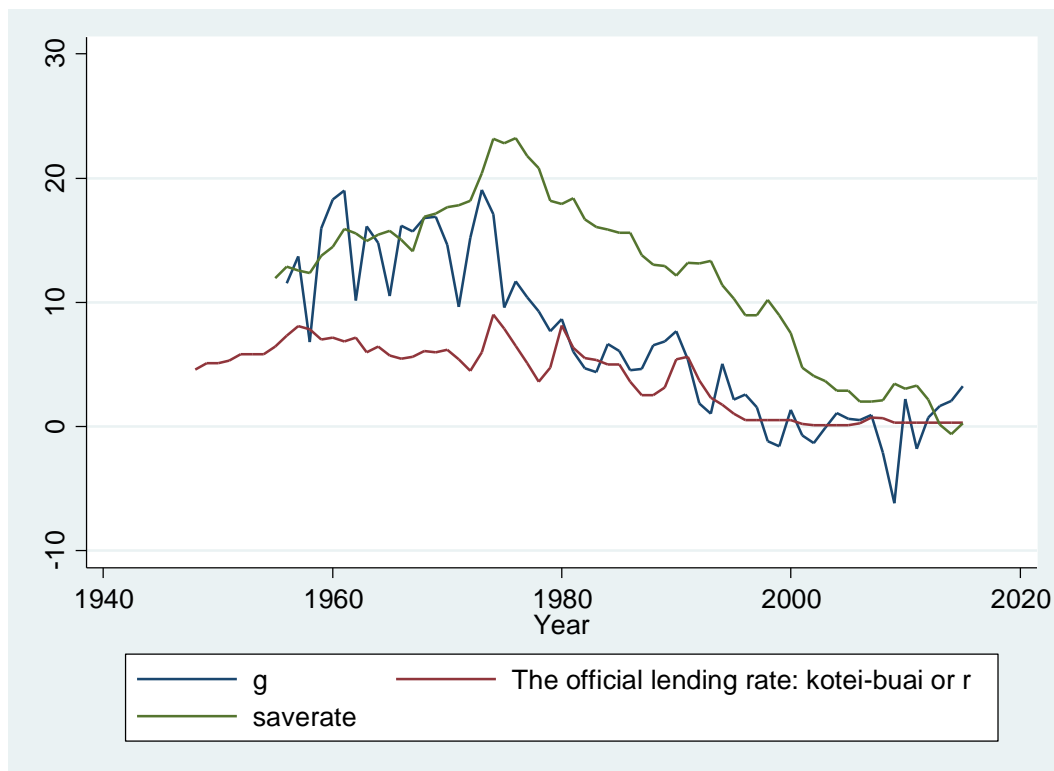
(兆円)



(注) inventory:在庫、realestate:固定資産、realwealth:土地資産、financialassets:金融資産、totalassets:総資産

図 2. 経済成長率、金利、そして家計貯蓄率

(%)



(注)g: 名目経済成長率、The official lending rate:公定歩合、saverate: 家計貯蓄率

图 3. 年龄阶段别死亡者数

(千人)

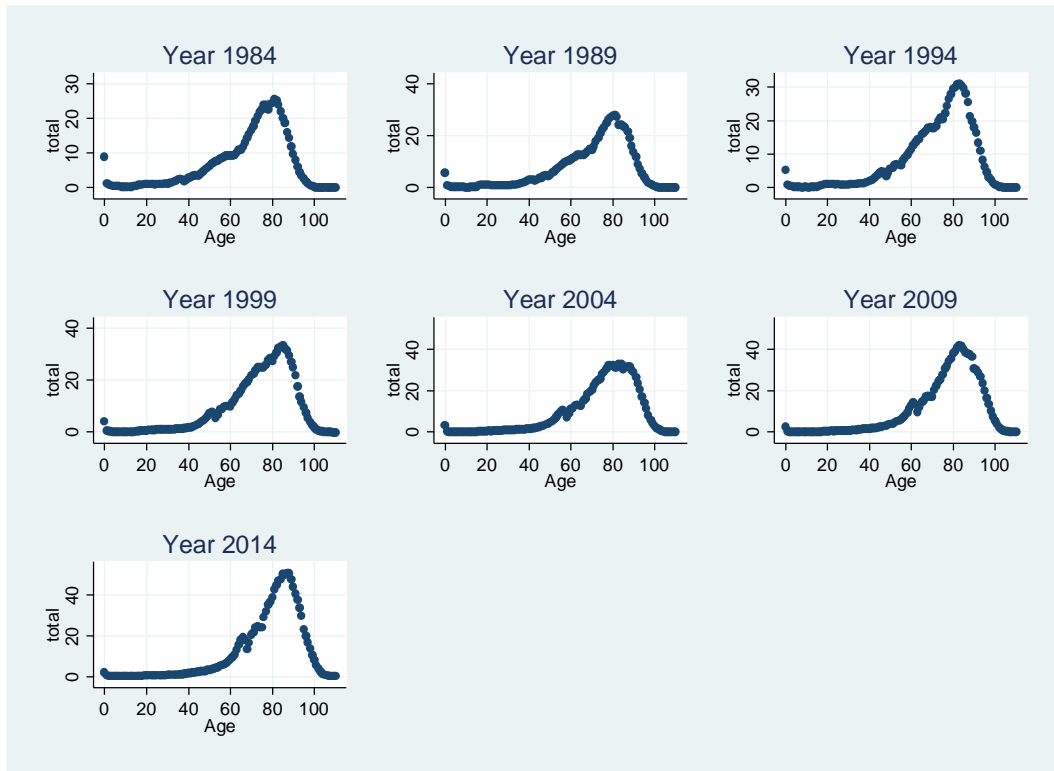


図 4. 年齢階層別正味資産保有額

(百万円)

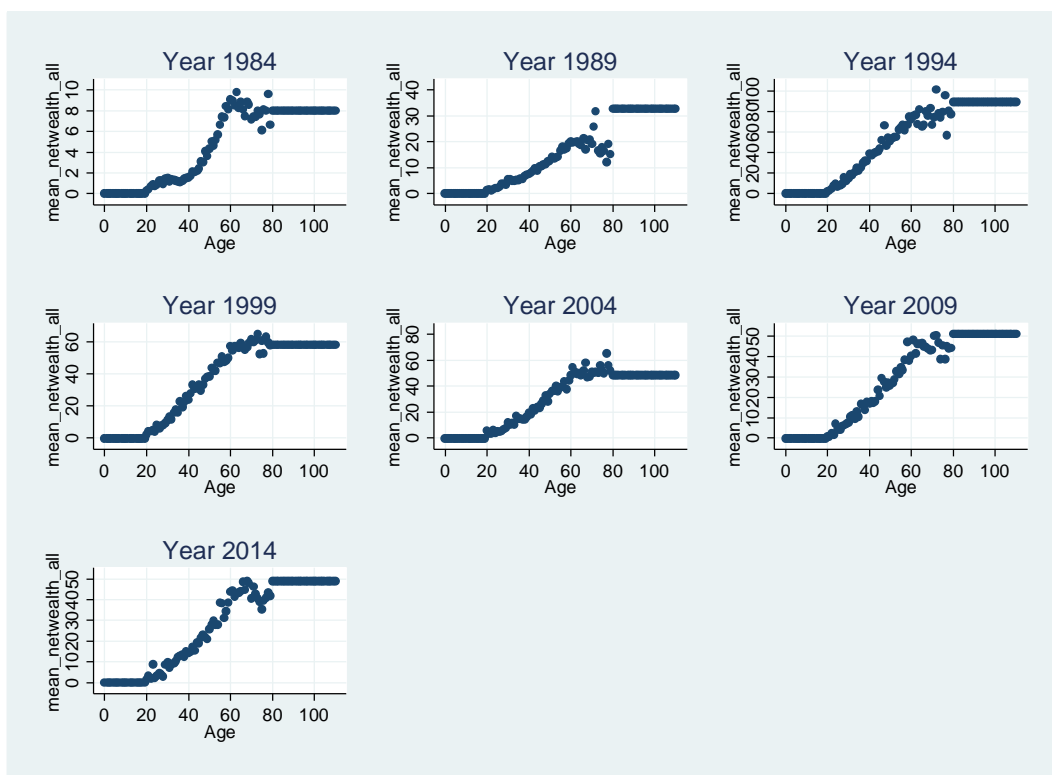


図 5. 年齢階層別遺産相続推計額

(兆円)

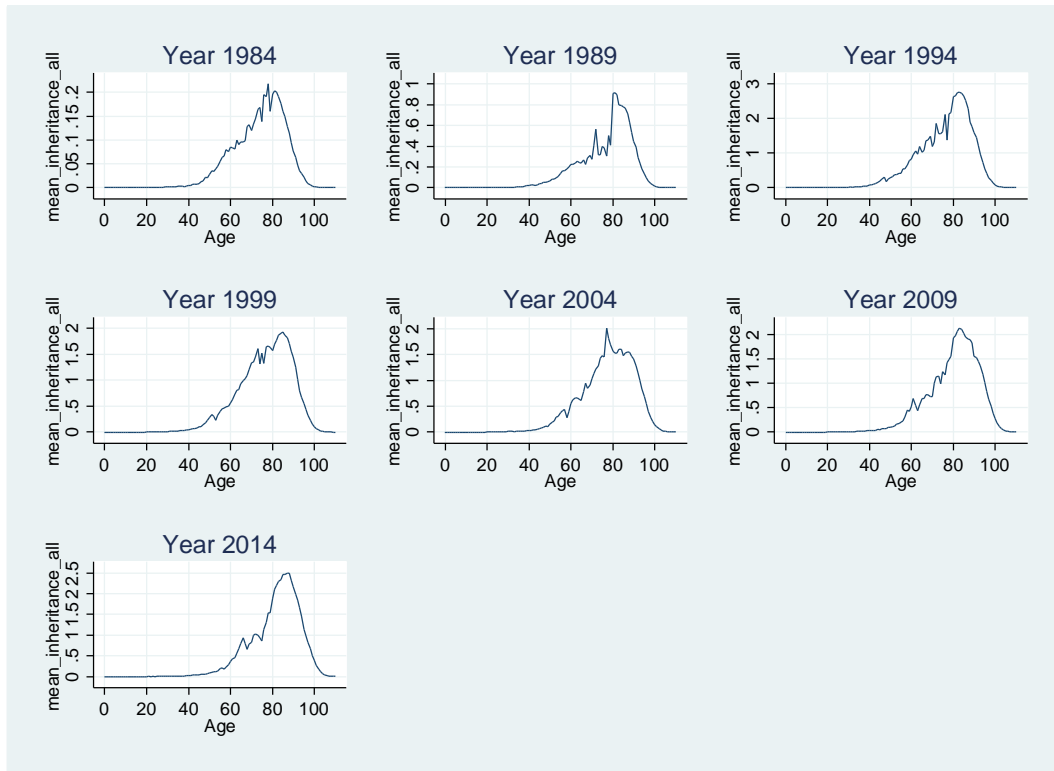
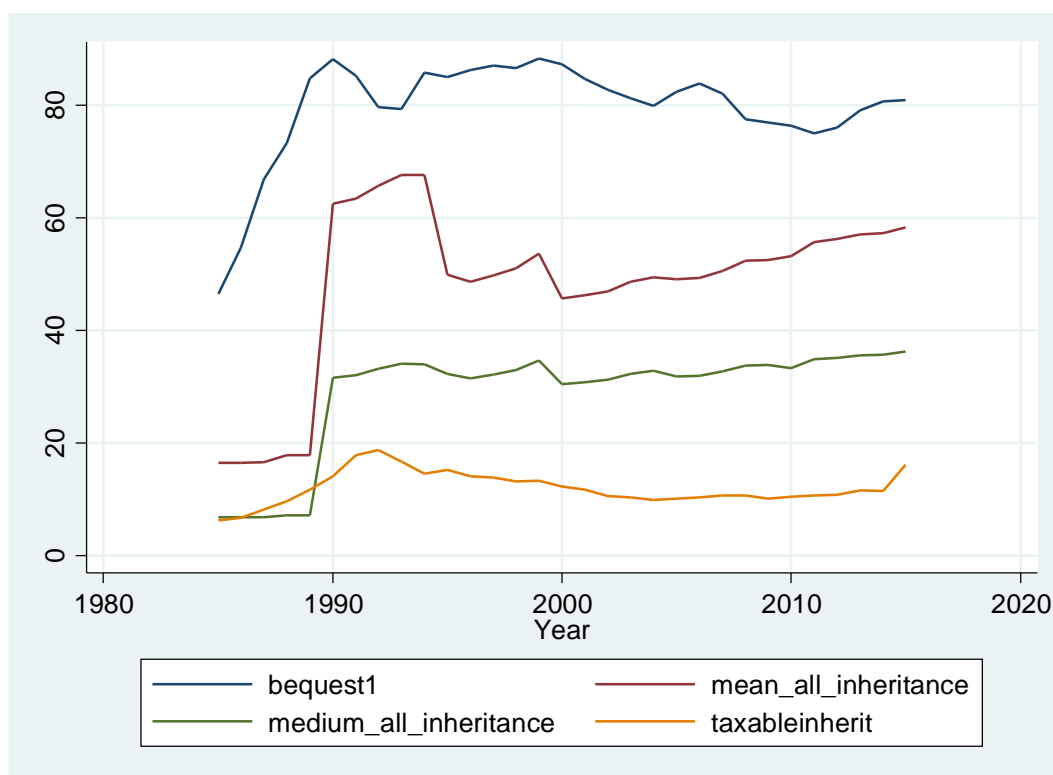


図 6. 年間世代間資産移転の推計額

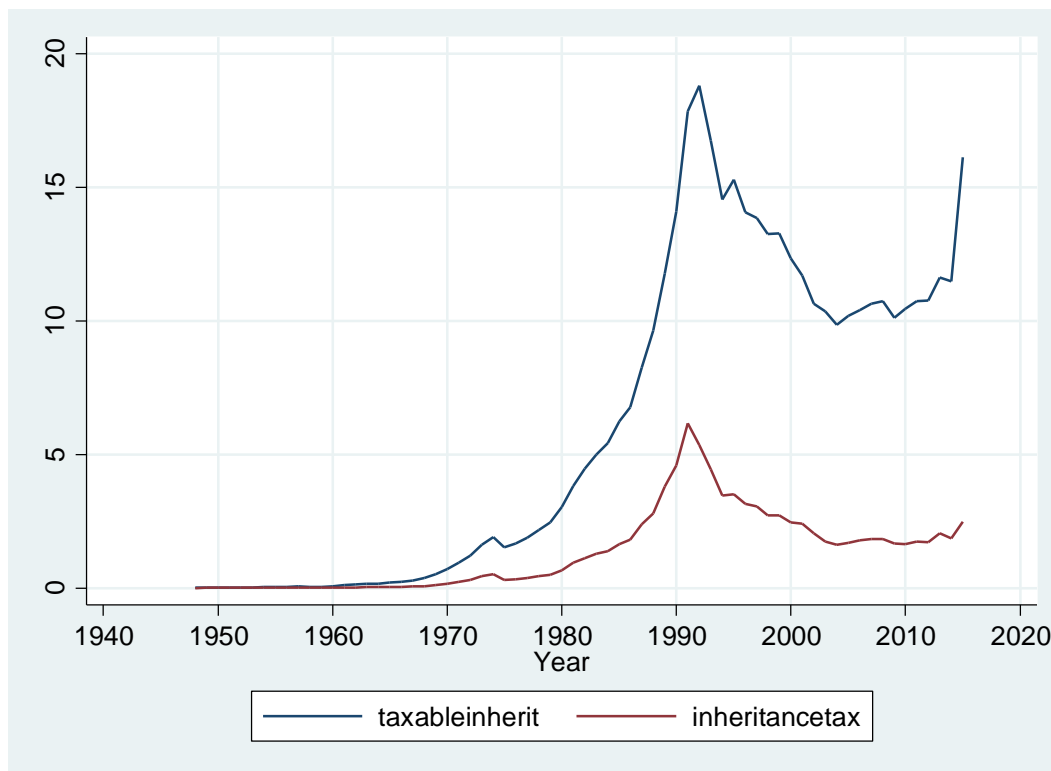
(兆円)



(注)bequest1: 年間世代間総資産移転(SNA ベース)、mean_all_inheritance:遺産相続額(全世帯
平均値ベース)、medium_all_inheritance:遺産相続額(全世帯中位値ベース)、taxableinherit:課税
対象相続額(国税庁)

図 7. 課税相続額と相続税額

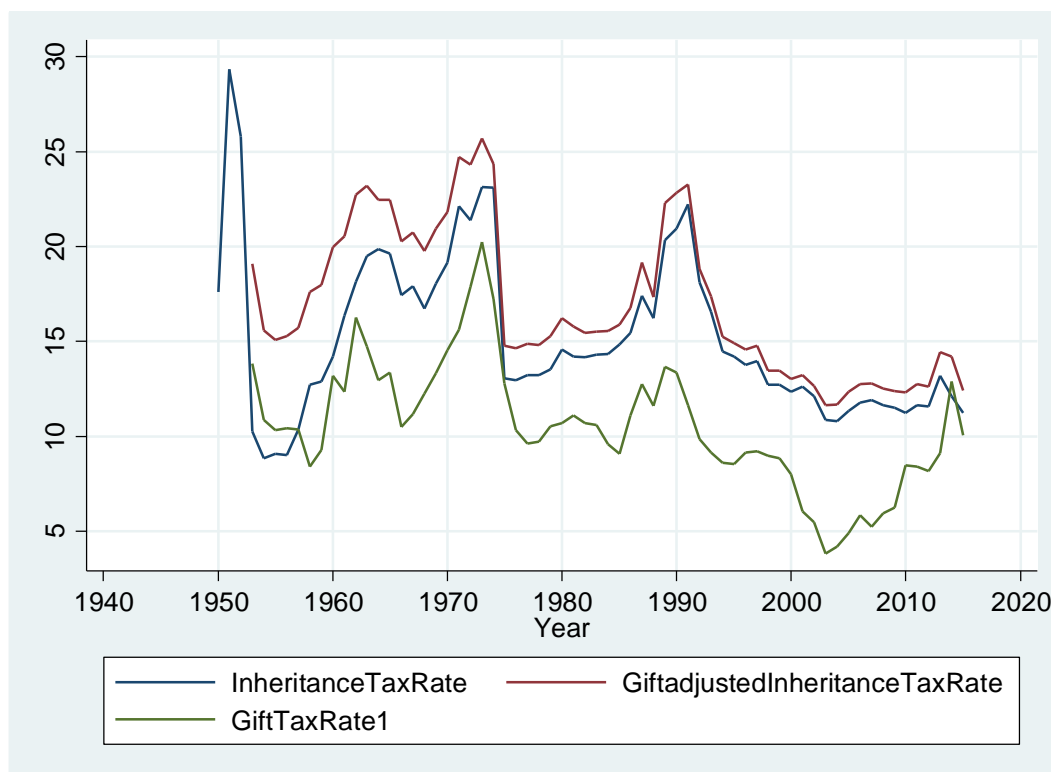
(兆円)



(注) taxableinherit:課税対象相続額、inheritancetax:相続税収

図 8. 実効相続税率および実効贈与税率の推移

(%)



(注) InheritanceTaxRate: 実効相続税率、GiftadjustedInheritanceTaxRate: 贈与分調整後実効相続税率、GiftTaxRate1: 実効贈与税率

表1. 課税価格階級別相続税

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税 適用財産価額		納付税額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税 適用財産価額	うち暦年課税分贈与 財産価額		
	人	百万円	百万円	百万円	百万円	人
5千万円 以下	8,997	399,672	10,852	2,281	5,373	16,125
5千万円 超	51,241	3,654,225	46,227	30,108	124,585	140,448
1億円 超	27,766	3,807,755	41,514	32,061	302,271	87,066
2億円 超	7,421	1,796,455	18,529	14,912	226,180	24,630
3億円 超	4,481	1,699,873	19,143	13,308	293,454	15,521
5億円 超	1,434	838,445	9,833	5,501	179,525	5,003
7億円 超	858	708,189	10,612	4,489	173,018	3,028
10億円 超	652	876,864	13,434	4,607	248,263	2,306
20億円 超	105	250,111	2,181	1,028	77,026	374
30億円 超	56	211,511	991	1,738	75,495	187
50億円 超	11	69,144	5,668	88	22,442	41
70億円 超	12	98,660	3,525	420	37,790	40
100億円 超	9	144,527	3,868	688	46,186	35
合計	103,043	14,555,431	186,377	111,229	1,811,608	294,804

調査対象等：平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成28年10月31日までの申告による課税 事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（出所）財務省

表2. 世代間資産移転の推計

				(兆円)
年	世代間移転	遺産相続	生前贈与	課税対象相続
1985-1989	65.16	17.06	48.10	8.53
1990-1994	83.57	65.34	18.23	16.41
1995-1999	86.60	50.57	36.04	13.95
2000-2004	83.10	47.36	35.74	10.98
2005-2009	80.47	50.78	29.69	10.43
2010-2015	77.98	56.27	21.71	11.87
平均	79.43	48.17	31.27	12.02

表3. 相続税の主な改正内容

区分	抜本改正前	抜本改正 (1988年12月) (1988年1月1日以降適用)	1992年度改正 (1992年1月1日以降適用)	1994年度改正 (1994年1月1日以降適用)	2003年度改正 (2003年1月1日以降適用)	2010年度改正 (2010年4月1日以降適用)	2013年度改正 (2015年1月1日以降適用)							
(1) 遺産に係る基礎控除	2,000万円	4,000万円	4,800万円	5,000万円	同左	同左	3,000万円							
定額控除	400万円×法定相続人の数	800万円×法定相続人の数	950万円×法定相続人の数	1,000万円×法定相続人の数			600万円×法定相続人の数							
法定相続人数比例控除														
(2) 税率	10% 15% 20% 25% 30% 35% 40% 45% 50% 55% 60% 65% 70% 75%	200万円以下 500万円 900万円 1,500万円 2,300万円 3,300万円 4,800万円 7,000万円 1億円 1億4,000万円 1億8,000万円 2億5,000万円 5億円 5億円超	10% 15% 20% 25% 30% 35% 40% 45% 50% 55% 60% 65% 70%	400万円以下 800万円 1,400万円 2,300万円 3,500万円 5,000万円 7,000万円 1億円 1億5,000万円 2億円 2億5,000万円 5億円 5億円超	10% 15% 20% 25% 30% 40% 50% 60% 70%	700万円以下 1,400万円 2,500万円 4,000万円 6,500万円 1億円 2億円 2億7,000万円 3億5,000万円 4億5,000万円 5億円 10億円 10億円超	10% 15% 20% 30% 40% 50% 60% 70%	800万円以下 1,600万円 3,000万円 5,000万円 1億円 2億円 3億円超	10% 15% 20% 30% 40% 50% 55%	1,000万円以下 3,000万円 5,000万円 1億円 2億円 3億円超	同左	同左	10% 15% 20% 30% 40% 45% 50% 55%	1,000万円以下 3,000万円 5,000万円 1億円 2億円 3億円 6億円 6億円超
		(14段階)	(13段階)	(13段階)	(9段階)	(6段階)	(8段階)							
(3) 配偶者に対する相続税額の軽減	遺産の2分の1または4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除	配偶者の法定相続分または8,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除	同左	同左	配偶者の法定相続分または1億6,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除	同左	同左							
(4) 死亡保険金の非課税限度額	250万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数	同左	同左	同左	同左	同左							
(5) 死亡退職金の非課税限度額	200万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数	同左	同左	同左	同左	同左							
(6) 税額控除														
未成年者控除	20歳までの1年につき3万円	20歳までの1年につき6万円				同左	20歳までの1年につき10万円							
障害者控除	70歳までの1年につき3万円	70歳までの1年につき6万円	同左	同左	同左	85歳までの1年につき6万円	85歳までの1年につき10万円							
特別障害者控除	70歳までの1年につき6万円	70歳までの1年につき12万円				85歳までの1年につき12万円	85歳までの1年につき20万円							

(出所)財務省

表4. 税引き後率弾性値の推計

被説明変数：ln bequest1			
説明変数 (t -value)	(1)	(2)	(3)
ln totalincome	1.282 (12.07)	1.329 (11.93)	1.350 (14.10)
net top inheritax	0.092 (0.78)		
net topinheritax lag1		0.077 (0.59)	
net topinheritax lead1			0.114 (1.01)
ln total death	0.042 (0.20)	0.015 (0.06)	0.077 (0.39)
Ave Official Lending Rate	-0.058 (-5.32)	-0.065 (-5.29)	-0.053 (-4.89)
constant	-12.399 (-3.68)	-12.609 (-3.27)	-13.722 (-4.68)
Number of obs	36	35	36
Adj R-squared	0.921	0.903	0.936
Root MSE	0.081	0.080	0.082